

# 檜垣会計事務所 NewsLetter 9月号

経営改善のための設備投資は特別な税制措置が受けられます！！

## 商業・サービス業・農林水産業活性化税制

＜商業・サービス業・農業活性化税制とは＞

商業・サービス業等を営む中小企業者等が経営改善のための設備を取得した場合に、取得額の30%特別償却または7%税額控除を受けることができる措置です。

### 対象者および適用要件

- 青色申告書を提出する中小企業者等であること
- 経営革新等支援機関から指導および助言を受けていること
- 上記の「指導および助言を受けたことを明らかにする書類」に記載された設備を実際に取得して、事業の用に供すること など

### 税制措置の内容

取得価格の  
30%  
特別償却

または

取得価格の  
7%  
税額控除

▼設備取得費に関する要件▼

器具および備品

1台の取得価格が  
30万円以上

建物附属設備

1台の取得価格が  
60万円以上

※ 税額控除は、個人事業主または資本金3,000万円以下の法人のみが選択できます。

※ 税額控除される額は「取得額の7%」または「税額の20%」のいずれか低い額となります。

### 設備投資の例

- 店舗内のイメージアップのため冷蔵オープンショーケースを導入する(飲食店)
- 新しい商品を販売するために、陳列棚を購入する(小売業)
- 集客力拡大のためにシャンプー台を増設する(美容室)

### 対象業種

卸売業、小売業、情報通信業、運送業、倉庫業、損害保険代理業、不動産業、  
物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、宿泊業、飲食業、  
理美容業、介護事業、他に分類されないサービス業、その他…